○○の会　規約

（名称）

第１条　本学生団体は、〇〇の会、と称する（以下、「本会」という。）

（目的）

第2条　本会は、○○を行うことにより、××を図ると共に、放送大学に在籍する学生相互の研鑽、親睦、交流を図ることを目的とする。

（活動内容）

第3条　本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1.
2.
3.
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

（会員資格）

第４条　本会の会員は、放送大学に在籍する者で、本会の目的を理解し、賛同する者をもって会員とする。

２　会員は、本会所定の手続きによって、会費の徴収が決まった場合には、所定の金額を納付しなければならない。

３　会費の納入が決められている場合、会計担当者による督促にもかかわらず、正当な理由なく、相当の期間、会費の納入がなされない場合は、会員資格を失うものとする。

（入退会手続き）

第５条　入会及び退会は、所定の申込書を代表宛て提出することとする。

（役員）

第６条　本会に、役員として次の者を置く。

1. 代　表　　　１名
2. 副代表　　　１名
3. 会計担当　　１名
4. 監査役　　　１名

２　役員は、会員の互選によって定める。

３　役員の任期は、　月　日から1年間とし、再任を妨げない。

（議決機関の設置）

第７条　本会の議決機関として△△を設置する。

（意思決定の方法）

第８条　本会の意思決定は、第7条にて定められた議決機関での審議をもって実施すること。

（会費）

第９条　この会の活動の経費は、会員からの会費、その他をもって充てる。

２　会費の額等は、役員会において定める。

（規約の変更および団体の解散）

第１０条　規約の変更および本会の解散については、第7条にて定められた議決機関での審議をもって決定すること。

（個人情報の保護に関する措置）

第１１条　本会の活動のために取得した個人情報は、以下の目的および範囲のみに利用し、本人の同意を得られた場合を除き、第三者へ提供、開示しないこと。

　・

　・